

平成28年11月11日

宮崎県 県土整備部 管理課  
建設業担当 一井 殿

〒883-0004 日向市浜町 3-29

黒木紹光

## 質問書

表題の件、以下の事実、理由及び内容をもって、回答を求めます。

### 第1部 事実

1. まず、私は、2回合わせてA4サイズ12枚の「陳情書」、4枚の説明書、24枚の写真、その他関係資料を添付して、対応と報告をお願いしました。裁判に訴えられて、刑事告訴の通告を受けています。

その陳情者に対して、県から届けられたのが、A4サイズ1枚、実質わずか7行の「報告書（回答書）」です。

また、「報告書（回答書）」を頂くまでにかかった期間は、2回目の「陳情訂正書」を送付した10月14日から回答日付まで26日間を要しています。

2. 結果として、県は「本県が対応できる立場にありません。」という理由で、何も対応しなかった（不作為）という事実を残しました。

3. 「報告書（回答書）」においては、担当部所の記載のみで、責任者名、担当者名、公印、全て省略していますが、これは、できる限り責任の所在を個人にしたい意向、もしくは、消極的責任回避の意向を示すものです。

### 第2部 理由

1. 第1部の1に示した実質わずか7行の「報告書（回答書）」が意味するところは、県庁職員が、私黒木紹光もしくは県民全体を馬鹿にしている、もしくは、舐めているということです。

また、公僕（公衆に奉仕する者、公務員のあるべき姿を表す言葉）という自覚も認識もないことが、如実に現れています。

2. 何を根拠に「不作為」を正当化しているのか、説明がないので分かりませんが、「不作為」は現実の業者による不当行為の容認を意味するので、管理監督責任を免れ、さらには、県民の負託を裏切る行為です。

3. 責任回避の意図がある場合、地方公務員法 第三十条「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」、第三十三条「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」違反の嫌疑をかけられても止むを得ず、まず、その釈明及び説明責任を問われることは自明です。

### 第3部 質問

1. 「回答」文書の内容の責任は、管理課長にあることになるが、間違いないか？

2. 何を根拠に「不作為」を正当化しているのか？

3. 「不作為」は、地元県民である顧客からの問合せに対して、これを無視し、欠陥工事の認否を避け、虐待的訴訟を提訴し、顧客相手に刑事告訴を通告したのが県の公共工事指名登録業者であったとしても、県としては容認し、何も対応しないというのが決定した公式の見解か？

4. つまり、県は、欠陥工事をし、地元県民である顧客に対して虐待的訴訟を提訴かつ刑事告訴を通告する業者を、県の公共工事指名登録業者に指名することは問題ないと認識しているということで、間違いないか？

5. この回答内容に、私が納得すると考えたか？

6. この回答内容に納得する県民は、常識に照らしてまずいないと思う。たった7行しかない回答文章の、最後の7行目に「ご理解とご協力をお願いします。」と記されているが、この内容だと、普通の人は舐められたと受け留めると思う。

私だけを舐めているのか？県民全体を舐めているのか？

7. この回答内容で、公務員としての責務、使命を果たしているのか？

8. もし、果たしていると考えているなら、その理由と根拠は何か？

9. 11月9日に送付しました、県庁職員OBが〇〇に再就職している事実に関する問合せに対する回答をメール返信で求めましたが、電話留守録音での回答でした。

これは、メールという動かぬ証拠での回答を回避したとも受け取れますが、メール返信しなかった理由は何ですか？

さらに留守録音回答内容は「実態が分からない」というものでしたが、県庁職員OBが〇〇に再就職している事実の確認ができないということはありません。つまり、この「実態が分からない」という回答は、“隠蔽”の意図があることを示しています。

もし、その事実がある場合は“隠蔽”の意図ではなく、“隠蔽”の事実になるのではないのでしょうか。

再度質問します。その事実がありますか？

ある場合は、県庁最終在籍部署及び地位、氏名、再就職年月日をお答えください。

以上